

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部設事務所に備え置いて縦覧に供する。

	石内川支川 一三(五三 隣一)	土石流	次の図のとおり
--	-----------------------	-----	---------